

処 分 基 準

平成18年 6月 1日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第75条の2第2項
処 分 の 概 要 : 車両の使用制限命令
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法施行令第26条の8 (車両の使用の制限の基準)
処 分 基 準 : 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 静岡県警察本部交通指導課
備 考 :

別添

処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴 1 回			前歴 2 回以上
	3 回	4 回	5 回 以上	2 回	3 回	4 回 以上	1 回以上
大型自動車、大型特殊自動車又は重 被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3 月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2 月	2 月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、 小型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1 月	1 月